

# 住所不明組合員の 自由脱退手続きに関する公告

「住所不明組合員の自由脱退手続きに関する規則」にもとづき、毎年12月末日を基準日として、次の2つの条件を同時に満たす組合員を「みなし脱退対象者」とさせていただきます。

- (1) 2010年と2011年に個人組合員及び共同購入利用休止組合員に発送した「出資配当通知書」が連続して宛先不明で返送され、登録された電話番号でも連絡がとれない組合員。  
あるいは、個配を含む共同購入での配送をつうじて送付する「出資配当通知書」がお届けできず、登録された電話番号でも連絡がとれない組合員。
- (2) 2009年4月1日から2011年12月31日までの間に、生活協同組合おかやまコープの利用がなく、かつ増資・減資・住所変更がなされていない組合員。

上記の条件に当てはまると思われる組合員は、ご住所の確認をさせていただきますので、お手数ですが下記の電話番号までご連絡ください。

2012年3月末日までにご本人からのご連絡がなく、実在が確認できないときは、定款第10条第3項「脱退の予告があったものとみなし」自由脱退の手続きをさせていただきます。

2012年2月1日  
生活協同組合おかやまコープ

公告期間：2012年2月1日から2012年2月29日まで  
お問い合わせ：組合員係 086-296-6920  
(月曜～金曜の9:00～17:00)